

医療・社会保障の充実を求める申し入れ

申し入れ省庁：厚労省・総務省

主な要請項目：

- ①京都北部・南部での医師不足問題など地域医療確保対策として、▽公立病院への支援強化
▽休日診療所への財政支援　▽二次救急医療体制の財政支援を初期救急医療機関に拡大すること　▽へき地保健医療体制予算の抜本的増額　▽臨床研修医定員の加算措置　▽診療報酬の増額　などを行うこと。
- ②子どもの医療、発達障害への対策として　▽子どもの医療費無料化　▽ヒブワクチンや肺炎球菌種ワクチンを定期接種に組み入れること。新型インフルエンザワクチンの負担軽減を行うこと　▽小児慢性特定疾患治療研究事業の対象拡大　▽発達障害と呼ばれる児童への相談・診断と支援施設などの強化　▽障害児の放課後デイサービスの制度化　などを行うこと。

①地域医療確保対策について

省庁からの説明

◇「公立病院への支援強化」については、公立病院にたいする地方交付税措置は、平成20年度の2930億円から平成21年度には3600億円と700億円程度増額。平成22年度については、300億円程度増額の予定。とくに、周産期医療の充実を重視している。

◇「休日診療所」の問題では、地方交付税で財政措置をとっている。地方公共団体からの要望をふまえて、平成21年度から、小児初期救急センターについて1ヵ所3290万円を財政措置している。

◇「二次救急医療体制の充実に6.8億円の予算がつけられているが、財政支援を初期救急医療機関にまで広げること」という要望について、平成22年度予算案の概要の1の(2)の②で、「救急患者の円滑な受け入れが行われるよう、受け入れを確実にを行う医療機関の空床確保に対する財政支援、診療所医師（など開業医）が二次救急医療機関等で休日・夜間に診療支援を行う場合に当該機関に対する財政支援を行う」とある。後者については、地域の開業医の先生方の支援につながると思うが、前者については、初期救急医療が難しい受け入れ困難な患者を受け入れてもらうもので趣旨が違う。

◇「へき地保健医療対策」については、概要の3の(4)「へき地などの保健医療対策の充実」で予算化されている。へき地保健医療については検討会があり、5年に1度、計画を見直すことになっている。今年度いっぱい検討会をもち、各都道府県のへき地保健医療計画を作成することになっている。救急医療については、概要の1の(2)の①に「救急救命センターに対する支援」があるが、平成20年度から、へき地も含めた地域での救命救急センターが新たに設立され、現在2ヵ所が指定をうけている。また、(2)の④にある「ドクターヘリ」も、へき地の救急医療対策の一つ。

◇「臨床研修医制度」は、平成16年度に定められ平成21年度に見直された。その内容は、①大学病院の医師確保の基準を緩和して研修医の募集定員を増員できるようにしたこと、②研修医の地域的な配置を考慮して、都道府県別の上限を設けたこと、③研修プログラムに地域医療の研修をいれたことだ。②の「研修医の上限」は、病院の定員の設定の仕方と、都道府県全体の募集定員枠で設定した。基本的には、研修医の採用実績に応じて病院の定員を設定していただく。京都府立医科大学についても、3年間の研修医の採用実績をふまえて、定員を決めていただくことにしている。21年度の見直しでは「激変緩和措置を講ずる」とあって、平成23年度からの実施に向けて審議会で議論している。一律の基準の見直しは論点になっていない。主には、激変緩和措置、経過措置をどうするかが論議になっている。京都府立医大は、平成22年度の募集定員が63名だが、医師の内定が50人と聞いているので、まずは13人の内定をすすめてもらいたい。

◇診療報酬については、10年ぶりに0.19%の改定を行う。現在、中医協で審議している。

質疑応答

【質問】二次救急医療体制の充実のところで、前者については受入れ困難者対象だが、後者については、初期救急も含まれるということか。

⇒地域の開業医の先生方に、中核病院に起こしただいて、休日・夜間の診療をしてもらう際に、財政支援する、ということだ。

【質問】八幡市では、子どもの救急医療の受け皿がない。そのなかで、八幡市で休日診療所が開かれているが、八幡市の持ち出しが2000万円ほどあり、国からの交付金の算定は400万円しかない。少なすぎるのではないか。

⇒休日診療所への交付金は、人口10万人の標準地方団体で710万円。人口規模などを算定して400万円になっているのではないか。

【質問】京都北部の医師不足は深刻だ。府立与謝の海病院では、昨年4月に脳外科医がいなくなり、日赤から医師を派遣した。自治体病院への支援、地域救急救命センターを京都北部にもという強い要望がある。この基準はどうなっているのか。

⇒へき地保健医療検討会には、与謝の海病院の先生にも入ってもらって、中小規模の自治体病院の支援などの要望を聞いている。地域救急救命センターの要件は、おおむね1時間以上であること、ベッド数が10床程度であること。自治体の財政負担はもちろんある。医療審議会の了承も必要だ。

【質問】へき地保健医療対策の予算は減っている。

⇒事業仕分けで「執行率にあわせろ」と指摘された。新規分は、周産期医療対策など手厚くしている。

【質問】財務省の資料によると、医師不足、救急・周産期対応などの補助金が減っている理由について、診療報酬との役割分担ということも言っているが。

⇒診療報酬の改定分は、急性期対策に重点的に配分されることが、厚生労働大臣と財務大臣との間で合意され4千億円となっている。診療報酬の改定1.55%（本体分）5700億円の内4千億円が配分される。

【質問】周産期母子医療センターの充実・強化が言われているが、医師がいなければどうしようもないわけで人件費にまわせるのか。地域救急救命センターは、府立与謝の海病院のような公立病院でもって役割を果たすことは可能か。

⇒周産期母子医療センターの予算は運営費の補助だが、スタッフの配置などにもまわしてもらってもいい。公立病院への地域救急救命センターの設置は、都道府県が措置することになる。

【質問】後期高齢者医療制度の保険料がこの4月から値上げになるが、来年度予算案ではその抑制措置がとられておらず、広域連合に、剰余金の活用や財政安定化基金の取り崩しなどを指示している。国として、保険料値上げへの抑制策をとるよう強く要望する。

②子どもの医療、発達障害、障害児放課後サービスなどについて

省庁からの説明

◇「子どもの医療費無料化」については、平成20年度に自己負担割合を3割から2割にする対象を3歳未満から義務教育修了までとした。厳しい財政状況からこれ以上は難しい。医療現場からは、医療費無料化をすすめると、コンビニ受診（注：本来重症者の受け入れを対象とする夜間や休日の救急外来に、緊急性のない軽症患者が受診すること）が増加するなどの懸念もある。

◇ヒブワクチンについては、平成20年12月末から接種が始まり1年が経過したところ。努力義務という考え方などいろいろな意見があり、補助金事業の中でどうするか検討されているところだ。なお、ワクチンの供給量がまだ足りないという問題もある。

◇新型インフルエンザについては死亡者・重症者を抑えることを重視している。費用負担については、予防接種法の定期接種と同じように、委託医療機関を通して、実費を負担してもらおう。そのなかで、住民税非課税世帯など低所得者については、国が2分の1、地方が2分の1をもつ。費用負担軽減については、生活保護世帯や住民税非課税世帯などに全額負担するための財源枠を上限に、あとは市町村にゆだねている。経済的負担が多くてワクチンを受けられないということをなくすることが基本だ。

◇小児慢性特定疾患研究事業の対象拡大については、他の疾患とのバランスを考慮して検討中だ。この事業を始めて40年近くたつが、不公平感なども議論になっている。全体像を検討して、追加すべきかどうかも含めて検討したい。

◇発達障害は早期発見が大事で、医療、保健、教育など各分野の連携が必要だ。発達支援センターにおける助言、サポート体制を強め、支援計画をもたせる。平成22年度予算では、家族支援のためのペアレントメール、アセスメントツールなどにとりくむ。

◇障害児の放課後サービスについては、放課後や夏休みに、障害児の居場所だけでなく、発達訓練の場として位置づけている。新政権のもとで新たな総合的な支援策が検討されることになる。

質疑応答

【質問】 新型インフルエンザのワクチンの補助の予算は207億円だが、この額で住民税非課税世帯はカバーできるのか。

⇒各都道府県から優先的に摂取する数を出してもらっているが若干枠を出る。予備費で対応する。

【質問】 子どもの貧困が言われるなか、非課税世帯だけでなく、ワクチン代が高くて払えないのがまんすするという事態が広がっている。小児科の先生からも、「日本は諸外国と比べて予防接種は遅れている、本来なら命を落とさなくてもすむ病気で亡くなっている、予防医療という観点で、せめて子どもの医療費は無料にしてほしい」という声がある。

⇒諸外国では民間保険を活用している例もある。予算の限りがあるもとの、低所得者以外の費用負担を軽減するなら、低所得者への支援をそちらに回すことになる。

【井上参院議員】 財務省のような答弁だ。予防なんだから、みんなが受けられるようにすべきだ。もっと厚生労省らしい対応をすべきだ。

【質問】 ワクチン供給量の不足を言われたが、製薬大企業が製造に不熱心ということはないか。

⇒そういうことはない。

【質問】 小児慢性特定疾患について、気管支喘息の適応範囲が制限されている。1ヶ月以上の入院、3ヶ月に大きな発作が3回という基準では、ほとんどの子どもが当てはまらないと言われている。

⇒小児慢性特定疾患研究事業は、重症の方に助成しているものだ。また子どもの医療費を無料化すると、コンビニ受診を増やすことになるという懸念もある。

【質問】 子どもの医療費の無料化は、ほとんどの自治体でやっていることだ。医療費の無料化で、コンビニ受診が増えたという実例が報告されているのか。(⇒回答なし)

【質問】障害児の放課後サービスについて、自立支援法の改正案が廃案になって、制度化がストップしたが、今後どうなるのか。
⇒制度改正が必要だと考えており、総合的な法体系の確立の方向で検討されている。

【質問】八幡支援学校設立にともなって、八幡市と久御山町が放課後サービスを計画していたが、京都府が12月になって、制度化されていないことを理由にだめだと言い出した。
⇒日中一時支援事業や児童ディサービスを活用してもらいたい。児童ディサービスには、就学前児童の割合が7割以上のⅠ型とそれ以外のⅡ型がある。Ⅱ型についても、児童ディサービス事業として設立され、年齢基準がみたされていなければならないはずだ。

【井上参院議員】厚生労働省として、京都府に聞き取りをしてもらいたい。

【質問】小児慢性特定疾患の対象について検討するというのは、減らす方向か、増やす方向か。
⇒どちらとも言えない。見直しが必要だが、個々の患者の収入状態や症状などをみて検討する。

【質問】子どもの医療費の無料化を国の制度としてやる場合、どれだけの予算がかかるのか。
⇒後日資料で回答あり
「平成21年度で、就学前まで無料化に必要な費用は2100億円。国の負担が半分とすれば約1050億円」

【質問】支援学校に児童ディサービスを設置することについて、文部科学省の抵抗があるのか。
⇒それはない。

雇用・失業者対策の抜本的強化を求める申し入れ

申し入れ省庁：厚労省・文科省・緊急雇用対策本部

主な要請項目：

- ①雇用・失業者対策について ▽雇用保険の全国延長給付 ▽労働者派遣法抜本改正と大企業への指導・徹底 ▽生活福祉資金の運用改善 ▽ワンストップサービスの改善 などをを行うこと。
- ②高卒未就職者対策の強化
- ③トステム綾部問題で、本社への指導、徹底を行うこと。

①雇用・ワンストップサービスなどについて

省庁からの説明

◇「全国給付の延長について」は昨日、小池議員からも質問があった。同じ説明になるが、全国延長は、政令で定めた一定の受給率条件を満たす必要があるが、現在の要件ではまだ満たしていない。しかし、平成21年の雇用保険法改正で個別延長給付ができた。これは60日延長するもので、就職活動をやっているのに難しいという人に実施している。去年の3月31日から実施し、すでに現在39万人を延長した。限られた財源なのでまずはこれを活用していただきたい。また今日、雇用保険法改正について閣議決定した。中身は、雇用保険の加入要件を、これまでの6ヶ月以上雇用見込みから31日以上に緩和するものだ。給付延長については個別延長給付で対応し、同時に適用範囲を拡大することにしたい。また雇用保険のない方については、退職就職者支援制度など、複合的な支援制度で対応する。

◇「雇用保険資格のない失業者を救済する制度について」は、昨年、「緊急人材育成支援事業」を創設し、職業訓練と訓練期間中の生活保障を行っている。まずはこの現行事業を着実に運営し、この実施状況をふまえて労働政策審議会で議論して、平成23年度からは新たな恒久的な制度をつくれるよう検討することになっている。

◇「深夜手当も出さない悪質な派遣会社にたいする監督・指導の徹底について」は、労働基準法に明確に違反しているため、事実があれば相談してもらえば情報に基づいて行政指導を行う。重大悪質なものであれば送検も辞さない。派遣会社に限らずこうした事例については監督所に相談して欲しい。ジャトコ京都工場の雇い止め問題は、一昨年の10月に、労働契約法、裁判例に基づく啓発指導をした。労働契約法違反とは別なので難しいところもあるが、引き続き適切に対応していきたい。

◇「派遣法の改正について」は、予算委員会で高橋議員、大門議員などから意見をいただいている。派遣法の改正は、雇用に関する規制緩和が行き過ぎていたという問題意識であり、これを是正して雇用の安定を図るという立場で提案していきたい。

◇「生活福祉資金について」は、今回の制度改正の趣旨をさらに徹底するようにしたい。「社協の運営強化」については、相談者が急増のもとで必要だという認識だ。実は、第二次補正予算のなかに、都道府県に基金をつくり社協相談員の雇用、活動費にあてられる予算を計上した。これを活用していただきたい。

◇ワンストップサービスデイについては、利用者の8割から好評の声が寄せられているが、準備期間の不足、周知不十分という指摘もある。これをふまえ、1月13日に第一回「貧困・困窮者支援チーム」（事務局長・湯浅誠内閣府参与）の会議を開き、今後の課題として、①雇用機会の確保。②第2のセーフティネットが機能するように対象者の要件緩和や手続きを迅速化するよう見直すこと。③ワンストップ・サービスを実施しやすいように自治体などで生活福祉・就労支援協議会を各地域ごとに設置すること。京都市が生活保護の相談窓口がなかったということについては閉庁だったことが理由だ。京都市については開けると強制はできないのでお願いはしたが各自治体の判断でしたということだ。

◇「緊急宿泊施設の確保」は、今後もホームレスの増加が想定されるので拡充が必要だと考えている。緊急的に社員寮の借り上げなどによる緊急宿泊施設の確保、設置について計画的に支援を行うことにしている。これについては、二次補正予算で、交付税で、引き続き緊急宿泊施設を支援していきたいと考えている。

質疑応答

【質問】京都市のワンストップサービスは、年末の29～30だけ生活保護の相談窓口が設置されず、ましてや申請は受け付けなかった。国の方から強制的には言えないというが、実際に全国的には8箇所の自治体やっている。京都市は厚労省から『年末は生活保護については相談のみ』という通達が出ていることを口実にやらなかった。

⇒生活保護は相談のみとした理由は全国の自治体からの要請だ。一部の自治体に生活保護の相談者が集中するという不安が出ている。厚労省がやるなという意味で通達を出したのではない。実際にやっているところはやっている。京都市は閉庁だからという理由でやらなかった。同時に、政府としては失業イコール生活保護にならないように第二のセーフティネットの整備を重視している。

【質問】年末に生活保護申請をやったところは実際にはどうやってやったのか。

⇒休日でも福祉事務所を開いて行った。

【質問】生活保護を受けさせてその上で生活再建を支援したほうがいいケースでも、第二のセーフテ

インターネットを使うように言われる。生活保護を受けさせない口実になっている。丁寧な対応が必要だ

【質問】雇用保険の問題で、会社都合と自己都合の格差がある。むしろ今回、拡大したのではと危惧している。路上生活者では、雇用保険に入っていない人がたくさんいる。そういう人をどう救うか。それから事実上の解雇なのに自己都合と書かされた人も多い」

⇒雇用保険に入っていない人については、本来入るべきなのに会社が入れていなかった場合がある。雇用保険に入っていると思っていたがいざ失業したときになってはじめて入っていなかったことを知ったという例も少なくない。その場合はハローワークに相談してもらえば、確認のうえ遡って（遡及）適用する。もし事業主ともめていたとしても職権で適用する、さらに事業主の保険料の支払いがなくても給付はする。もちろん失業者も遡って保険料を払ってもらうことになる。自己都合と書かされた場合でも、本当は会社都合だと訴えてもらえば、再度、確認して訂正する。また会社が倒産している場合も職権で実施する。

【質問】ハローワークはだいぶ減らされていて業務が大変になっている。

⇒まったく同じ思いだ。ご支援いただきたいくらいだ。

【質問】生活福祉資金の拡大は喜んでいる。しかし実態は個人業者がなかなか借りれない低所得者が自立することを目的とした資金なので、当然業者も利用できるかどうかを確認したい。またできれば業者の実態を分かる方を窓口に置いていただければと思っている。そういう方を嘱託で雇用することはできないか。

⇒中小企業、個人経営の方については、事業の運転資金と言われると、なかなか社協の方で判断できないケースがある。周知徹底をしていきたい。

②新卒者就職支援について

省庁からの説明

◇高卒、大卒ともに内定率はたいへん厳しい。昨年10月23日「緊急雇用対策」で新卒者対策の基本をつくり、12月8日の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」でさらに具体化したものを二次補正予算で実施する。具体的には、ハローワークへのジョブサポーターを配置し求人開拓の支援をすすめている。人数も増員した。3月を過ぎても就職が決まらない人については「新卒者体験雇用事業」を創設した。期間は一ヶ月間、事業主に奨励金を受け入れ一人につき8万円を支給する。対象は5100人。平成22年限りの時限措置だ。

◇平成21年第一次補正予算で成立した「緊急人材育成・就職支援基金のなかの「緊急人材育成支援事業」を活用して、「未就職卒業者向け職業訓練コース」を新設した。6ヵ月の訓練期間た短期間の体験機会を提供するもの。世帯年収が300万円以下であれば月10万円の生活保障を行う。この申請はこれまで主たる生計者しかできなかったが、この要件も撤廃して拡充した。

◇就職から進学への進路変更の際の援助については、国立大学については経済的な理由で進学が困難な人への入学金免除措置、予備進学一時金制度がある。今後とも経済的な理由で進学できないということがないように取り組んでいきたい。

質疑応答

【質問】京都では、教育委員会と商工労働の部局の連携がもっと必要になっている。また卒業した後一定期間たつとハローワークしか対応しなくなる。もっと全面的に全国的な対策や教訓について教えて欲しい。

⇒全国的な独自の事例については把握していない。

【質問】発達障害の子ども、特別支援学校の生徒の就職支援は特別に必要な。ジョブサポーターも十分に機能していないという声がある。

⇒それについては直接の担当者が来ていないので答えられない。

【質問】京都職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ京都）は存続させられるのか。

⇒平成20年12月の閣議決定で、ポリテクカレッジを管理運営している「独立行政法人雇用・能力開発機構」を廃止し、機能を「高齢・障害者雇用支援機構」に移管すること、またポリテクカレッジについては、可能な限り希望する都道府県に移管することが決定された。現在は各都道府県の意向を把握している段階だ。希望がない場合は、「高齢・障害者雇用支援機構」が運営し継続させる方向だ。各都道府県の意向の聞き取りを踏まえて「雇用能力開発機構法」改正案を作成、今国会に提出することになっている。

【質問】ジョブサポーターが機能しきっていないという声や、元校長の天下りという話もある。

⇒ジョブサポーターは、大学のキャリアセンターでキャリアカウンセラーをやっていた人、事業主部門で働いていた人、労務関係者、人事関係の仕事についていた人が対象になっている。学校の校長というのはあまりないはずだ。

【質問】体験雇用事業は新しい制度だが22年限りの時限措置としたのはなぜか。また問い合わせはだいぶあるのか。5000人越えたときは拡充することはあるのか。

⇒今年の深刻な事態に対応した緊急雇用対策の範囲のものだ。事業側からの問い合わせはだいぶあるがさらに周知徹底したい。5000人越えたらまた検討することになると思う。

【質問】体験雇用事業は、事業者に補助が出るわけだから事業者が継続して雇用することが前提条件だと理解していいか。

⇒そうだ。

③トステム問題について

省庁からの説明

◇一般的なことしか言えない。労働者が苦しんでいる歯がゆい思いをされているかもしれないが、継続的に話をするという姿勢で対応するしかない。

質疑応答

【質問】実態は今日を期限とした退職強要がすすんでいる。労働者から監督署に申告があった実情についてはつかんでいるか。

⇒労働者の転籍は同意が必要だし、転籍も退職も、ペーパー上は同意となっても実態は強制的に押し付けられたものなら無効だと判例で確定している。こういう内容についての周知はこれからもやっていく。トステムへの必要な対応は当然している。退職強要かどうかの判断は行政としては難しい。

【質問】京都労働局によると、トステム綾部に説明しようとしたが責任者が出てこないということだ。その後、我々は福知山の監督署にも要請に行った。

⇒京都労働局に最新の状況を聞いてもらえば説明できることがあるかもしれない。

【質問】本社にたいする聞き取りはしているのか。まだなら検討してほしい。

⇒「そのお話しがあったことは承知した」

中小・零細企業支援の抜本的強化を求める申し入れ

申し入れ省庁：経済産業省、金融庁

主な要請項目：

- ①中小企業の資金繰りを融資面でささえるために、▽条件変更や借り換えで発生する保証料の負担軽減 ▽保証協会への指導強化などを行うこと。
- ②中小企業の経営危機を回避するための休業補償、固定費補助を行うこと。
- ③住宅改修助成など仕事おこし対策を強めること。
- ④伝統地場産業支援策を強化すること。

省庁からの説明

◇中小企業金融円滑化法のポイントは、①金融機関に「中小企業金融や住宅ローンの借り換え等の条件変更に積極的に応じなさい」という努力義務を課した。条件変更とは償還期間の延長など広く含む。②個々の金融に努力義務を貸すだけでなく、他の金融機関や、信用保証協会等の政府系金融機関などと連携し条件変更に努めるというものだ。金融機関に対する検査マニュアル・監督指針も、経営改善計画が1年以内に提出できる見込みがあれば、先に条件変更に応じても良いと変更した。この結果、中小企業・住宅ローンの条件変更の申込件数は概ね増加傾向にある。中には昨年同期比で数倍に増えているという金融機関もある。

◇「信用保証協会による緊急保証」について、第二次補正予算で、総枠30兆円3月末までの枠を、36兆の枠で1年延長・原則すべての業種を対象に拡充した。また日本政策金融公庫など政策金融機関が積極的に条件変更に応じる計画をたて、今年度実績は11月までで、日本政策金融公庫が8900億円、商工中金が4300億円、合計1兆3300億円の条件変更に応じた。3月末までに1兆5000億円以上という目標は超過達成する見込みで、新たに1兆8000億円の目標を立てた。

◇「信用保証料の免除について特別の措置を講じること」については、国の制度として信用保証料を徴収しているのではなく、各地方自治体の判断で信用保証料を設定している。また「条件変更や借換えによって発生する融資についての信用保証料についての免除」という要望があるが、趣旨はわかるが、金融の理屈で言えば、貸し倒れリスクが増大しているという面があり、制度とするのは難しい。

◇「保証協会が中小企業の実情に沿って機能するよう対策を強めること」については、中小企業庁としては保証協会は中小企業の役に立つようにという精神は協会幹部から現場の職員まで浸透していると考えている。現場の職員の実態は一昨年のリーマンショック以来、申込件数が増大し休日返上で対応している。本部職員を現場にも配置して最大限努力している。また代理弁済（つまり貸し倒れ）の率も上がっていて、最後は国が補填する事になる。もちろん、中小企業を助けたいが、税金投入はなるべく避けなくてはならず、何でもかんでも融資するということにはならない。

◇固定費補助などの要望についてだが、例えば雇用調整助成金という制度もカンフル剤にすぎず、いくらカンフル剤があっても仕事おこしがなければ立ち行かない。そういう中で、中小企業庁に何ができるかを考えている。たとえば、空いた企業の資産を活用して、アイデアがあってもそれを生かす施設を持っていなかった個人が試作品開発などに使えるようにする「ものづくり基盤技術振興基本法」の予算拡充、また太陽電池など投資を促進する法案を経産省で検討中している。

◇伝統・地場産業振興については、伝産法（1974年）に基づいて対策を行っている。来年度の予算では、①産地の後継者育成事業等への補助金2億3000万。昨年度と同額だが需要拡大の事業についての補助率を1/2から2/3に引き上げた。②全国的な事業として伝統的工芸品産業振興協会への補助金など約10億、前年度とほぼ同額。要望にある販路拡大対策にかかわる全国規模の展示会や海外展開の事業への補助率を引き上げている。希少な生産道具・原材料の問題では、今年度より「生

産基盤保存モデル事業」として、生産基盤の調査や、情報提供を開始した。1年度目ということで、京都府では「筆」「刷毛」を対象にしている。セーフガード措置については、管轄が違うが、WTOのセーフガード発動要件として「輸入の急増で国内産業が打撃を受けている」ということがあり、輸入との因果関係が証明できなければ技術的に難しい。

質疑応答

【吉井衆院議員】最後のセーフガードだが、関税措置は難しくても産地表示はできるのでは。
⇒産地組合が「国産」を「自主的にアピール」することは自由だが、それを法的に強制することはWTO上許されない。⇒（吉井議員）これは消費者利益の問題だ。原産国表示の義務付けはできるのではないか。⇒原産国を偽って表示した場合は取り締まれる。⇒（吉井議員）表示そのものの義務付けは？⇒そこまでは、難しい。⇒（吉井議員）研究課題ということだ。

【質問】固定費補助についての回答が無かったが。
⇒仕事づくりという観点からご説明した。

【吉井議員】しかし不況の時期を脱出した時に、基盤的な技術集積地域が崩壊しては仕事ができなくなる。京都のような基盤的な技術集積のある地域では、どこか一部の工場が歯抜けになったら仕事が回らなくなる。そういう基板集積地域を、不況を脱するまでの間に守らなければ、いくら「仕事づくり」と言っても仕事ができなくなる。
⇒それは、金融対策などで対応するということで・・・

【吉井議員】金融対策じゃない。家賃減額分の固定資産税免除など、やり方は工夫が必要だが、「機械のリース代」「動力の基本料」など固定費を補助しなければ守れないということだ。
⇒固定費については金融面の資金繰りで対応する。人件費は雇用調整助成金。我々の仕事はあくまで「仕事づくり」という考え方だ。

【質問】新産業助成などベンチャー育成では、家賃補助など事実上の固定経費の助成を行っている。ベンチャーでできるのだから何らかの検討はできないのか。また紹介のあった「高度化事業」も、京都府で言えばベンチャー対象で1件あたり月10万20万の話でこれではモノになる前に単発で終わるだけだ。前政権は各自治体が行った緊急経済対策については可能な限り交付金で措置すると回答していたがそういう事もできないのか。

【質問】西陣では「動力」を使う関係があり、関西電力との関係で基本料金を下げるには織機を廃棄するしかない。しかし仕事をおこすためにも織機の台数は減らせない。だからこそ固定費の補助が必要だ。さらに言えば織機をつくる人かなくなり、新たに織機をつくったら5000万以上かかってしまう。だから古い機械を集めて修理して使っているが、修理をする人自体がいなくなっている。こういう問題への対策も急務だ。

⇒野球に例えるとブルペンの投球練習のように、人材であれば雇用調整助成金で休んでいる間も教育訓練給付という形で人材を育成する、設備であれば遊んでいるのであれば、何とか活用して研究開発に活用するという方向で準備に使っていただきたいという考え方だ。簡単に利用していただくために提出書類を少なくするとか、申請書の書き方を指導するとか。そういう工夫を考えているところだ。

⇒織機の修理ができる人材がいなくなっている問題では、産地組合が振興計画に位置づければ産地補助金という形で援助できる。ただし人件費に直接支援というようなことはできないので、やり方に工夫が必要で、例えば職人さんの仕事現場をビデオで保存するなど検討していただきたい。

【吉井議員】ブルペンという話だが、ブルペンも家賃を払わなきゃ使わせてもらえなくなる。それが

固定費補助、家賃・動力・機械のリースだ。人件費は雇用調整助成金でカバーするとしても、固定費は不況の時期でも必要で、払えなければブルペンから追い出されてしまうという問題だ。

【質問】「機械を捨てないでおこう」「高い動力を残しておこう」というのは、いつかは機械を使いたいと思っているからだ。雇用調整助成金は対象となる会社は殆ど受けている。対象とならない家族経営、例えば西陣の伝統工芸士さんなど含め「織るのをやめたくない」「この急場をなんとか凌ぎたい」からこそ「固定費補助」の声が上がっている。去年は「地域活性化経済緊急対策臨時交付金」というのがあったが、それを使えば自治体の判断で固定費補助はできると回答があった。行政が智恵を出すべきだ。

【吉井議員】当時の二階大臣が東京・大田を視察し、東大阪を視察し、やはり固定費補助が必要だということで、いよいよ固定費補助に踏み出そうとしたところで政権が交代したわけで、政権が交代して二階さんの時より後退してはダメだ。

⇒予算の制約がある中で、何ができるかを考えた上で、固定費までは補助できないけども遊休施設の活用という形で補助を出していこうと。固定費の負担が重いことについては重々承知したうえで、それは金融円滑化法のほうでカバーしていきたいと。

【質問】円滑化法の中で、中小企業金融公庫も含めて、柔軟な対応をしていることは知っているが、保証協会の段階ではまだ問題が多い。京都ではあるスナックの方が、4回説明に足を運んでも「おたくは融資できない」と言われて終りだったという事例がある。中小企業はもともと信用という点で言えば弱い立場にあるわけで、そこでの対応をお願いしたい。先ほど「リスクがあるから保証料が高くなるのは当然」という話があったが、本来はリスクが有るような弱い立場の人を救うことに信用保証協会の役割がある。厳しい経済状況の下で300万の借り換えのために「10万保証料もってこい」といい、持ってこれなければ「事故」にしてしまうということではダメだ。都銀の方が、信金・地銀よりも事故率が高いという調査結果もある。中小企業の経営者はホントに真面目に返済努力をしている。そういう人達にどういった支援をして行くのか。また、自己破産等をされた方の再度の融資について、京都の信用保証協会では「自然債務」という言い方で、すでに免責がとられている、あるいは時効になっている方にたいして、以前の債務を返さないと融資できないという対応をしている。こういう対応について、信用保証協会のあり方からどう考えたらいいか。

⇒スナックの方の事例は、借り換えか新規か？⇒（原田府議）新規だ。⇒新規で4回説明に通ってダメということだが、中小企業としては「とにかく、門前払いするな」「大事に、お話を聞くように」と指導している。一回話を聞いて「これは厳しい」と思っても、一回話を聞いてだけで融資を断ったとなると、親切・親身にというわれわれの指導から外れたと言えるが、4回も話を聞いたということは、融資の可能性が聞き出せてない話の中にあるかもしれないと、掘り起こす作業としてやったのではないかと推察する。窓口の担当者としては悩ましいところではないか。

⇒「借り換え・状況変更の際の保証料の免除」については、それだけリスクが高くなったということだから、金融の考え方からすれば本来は保証料を上げなければならない場面もありえる』という『金融の考え方』を述べたものだ。指摘された300万の借り換えに10万円の保証料というのは（確かに利率が高いので）、どういうケースでそうなったのか分からないが、個別具体的なケースについては相談に乗りたい。

⇒自己破産者への融資の問題は、われわれも再チャレンジを支援したいが、現場のところでは金融の面では慎重になっていることはあると思う。税金で運営しているわけだから、国民の理解という面ではいろいろ意見がある所だと思う。

農林漁業対策についての申し入れ

申し入れ省庁：農水省

主な要請項目：

- ①漁業対策について ▽大型クラゲ被害にたいする対策強化 ▽巻き網船乱獲にたいする監視の強化、罰則規定の明確化をすること。
- ②農業者戸別補償制度を実態にあうように改善すること。

①大型クラゲ、巻き網船対策について

省庁からの説明

◇大型クラゲについては、発生した後にどう流れてくるかを予測するところまでは来たが、大量発生の決定的な原因が何かはまだわかっていない。水産庁も平成18年から中国、韓国に呼びかけて共同調査、研究をすすめているが、大型クラゲの発生流域が主に中国だが、中国では大型クラゲ被害がほとんどなく食用で利用しているくらいで、なかなか日本のような調査が行われていない。中国への要請を強めているところだ。

◇被害に対する補助事業については、有害生物漁業被害防止総合対策事業というものがあり、平成22年度予算は約19億円、倍以上に増額している。助成対象は今までと同様に、クラゲに関しては定置網、底引き網などにクラゲが混獲されるのを防ぐための改良網の導入、それから駆除、陸に揚げたものの処理への助成、この3点。しかし、破損した網の修理、休業支援は国の補助事業としてはなじまない。休業支援というのは別の大きな枠の中で検討されるべきものだ。

◇漁業共済の運用緩和については、共済は保険なのでもっとPRして多くの人に入ってもらう必要がある。共済制度は台風とか大型クラゲのような有害被害について活用できる。

質疑応答

【質問】海に関する科学者・研究者にたいしての研究予算があまりにも少ないという話を聞いたがその点はどうか。

⇒あまりそういうことはないと思う。予算が厳しいなかでも減っているわけでもない。

【質問】二年前に巻き網船の乱獲問題で対策を強化することを求めたが状況は変わっていない。その後の対策はどうなっているか。

⇒境港に取締り船を配備した。取締りを十分にできる体制をつくってきた。そして違反があればただちに駆けつけるような体制にしている。海上保安庁とも協力している。何か疑いがあれば海上保安庁なりに連絡をしてほしい。我々も違法すれすれというところがなかなか現場を押さえないと取締りに至らない。その後何かトラブルがあったという話は聞いていない。

【質問】境港の漁船の名前まで明確になっているのに、違法すれすれの状況が続いている。通報したところですぐ境港から飛んでこないという漁師さんのあきらめのようなものがある。

⇒そこは程度問題もあるが、まずは連絡してもらうことから始まる。

【質問】何度か違反すればGPSをつけるということになっているが増えているのか。

⇒19年の制度の見直しでそういうふうにした。その後、とくにこの海域で増えたということはない。

【質問】常駐の取り締まり船は以前申し入れたときはしていないと言われていたが。

⇒前回の申し入れの後、平成20年から配備した。

【質問】 罰則規定の検討は怎么样了。
⇒新たな罰則規定までは検討していない。

【質問】 大型クラゲの被害額については、駆除の数とか陸揚げの数とかわからないのか。
⇒実は把握できていない。集計が難しいということでほとんどの県から数字をもらえていない。発生件数だけなら図の通りだ。

①農業者戸別補償制度について

省庁からの説明

◇従来、転作作物への助成措置を都道府県の裁量でやれていたが、政権交代が起きて、全国一律の基準で行うことに変えた。その目的は食料自給率を向上させることにある。自給率を10年後に50%、20年後に60%と伸ばすために、限られた財源を有効に使う。だから戦略的に転作していただきたい戦略作物と単価は国で決めることにした。作物を転作していただいた場合は、面積×単価で農家に支払うというシンプルな制度にした。具体的な交付単価は表の通り。地域の特性を生かした転作作物への支援は平均を1万円として、その範囲で具体的な単価は都道府県で決めることができる。例えば野菜は1万5000円にして、なんとかは5000円にするなどして、平均1万円になるように段差はつけられる。黒大豆については大豆のなかに入れることにする。小豆、京野菜はその他作物にしている。これまで、これらの作物に高い単価を設定してきた地域もかなりあるが、このたび、国として予算を効果的に使ってすすめていきたいという観点からこのようにした。

◇京都の小豆はかなりいい値でとりひきされ、またちょっと増えると値崩れするなどなかなか生産振興の難しい作物で、単純に生産を増やせばいいというものではない。だから小豆は戦略作物の仲間には入れなかった。京野菜も同様だ。

◇いずれにしても今回はモデル対策だ。23年の本格的実施に向けて検証が必要だ。

◇米の生産費は統計にもとづいて決めた。全国一律の単価にしているのは、コストが高い人が、努力して安くした人より補助金がたくさんもらえるようになってしまうと、国民に納得してもらえない。またコストを下げる意欲にもつながる制度だ。

【質問】 米は中山間地域でもがんばっている。大きなところと小規模なところに差があるのは当然だ。その配慮はどうか。

⇒中山間については、別の施策があるのでそちらで対応したい。全体として自給率を高めるために一本の単価でやるということだ。説明会ではやはり野菜、小豆などの地域、中山間地が中心になるが理解して欲しい。調整水田等の不作付地（1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地）では作物の栽培ができなくなっているが、まったく何も作っていない地域も助成の対象にするのかという議論もあった。しかしそういう農業者でも何年か時間をかけて改善計画をつくることを条件に助成対象にすることにした。

【質問】 全体として生産費が低くみられているのではないか。全国で意見が出ているのではないか。
⇒あまり声が出ていない。

【質問】 生産費は政府統計より低く設定されている。
⇒家族の労働コストの8割にしている。統計上の数字はそれに加えて自分の所有している土地全部にかかるコストが入っていると思う。今回の所得補償は非常に大きな予算だ。国民全体の見方も厳しく

なる。国民に納得できる水準を考えた。なぜ農業だけにこれだけ増やすのかという批判が出ないようにしなければならない。

【質問】 それは農家にしては納得できない話だ。

【質問】 農協に入っていないと申請できないのではないかという声があるが。

⇒そんなことはない。米を余らないように需給調整に協力してもらう人、全員が対象となる。

【質問】 転作作物の補助の総額は今までより下がっているのか。

⇒減っていない。京都ではこれまで他を減らして京野菜を高くしていたわけで補助の総額は下がっていない。まあ今までの補助が若干下がったとしても、多くの作物はゼロからどんと上がるわけだから、全体としてみれば恐らく、6割くらいの方は得をすることになる。ただこれまで地域の転作を一手に担ってきた人が一番大きな影響を受けるというのはよろしくないなので、激変緩和の措置をとるようにした。都道府県の最良で制度を考えられる。京都府にお願いしているのは、ほんとに困っている人にあたるような制度設計にしてくれと。こっちに手当すればこっちには我慢してもらうような制度設計にしてくれと。それが条件だ。また今回は「モデル事業」で23年以降はどうなるかわからない。

【質問】 農業で生計がたたないという実態があるからこそその補助だ小豆をがんばって生産して設備も設置したのに補助がガクンと下がればもう生産ができなくなる。それで得をするのかどうかというレベルの問題ではない。農業で補助金を出したら農民は得をしているという発想でものを言っているのではどうしようもない。

⇒限られた予算のなかで検討したものだ。これが一般の人に批判されたらもうアウトだ。小豆の場合、これだけコストがかかっている、だからこれだけ必要だという議論が必要ではないか。それにさらに転作奨励金5万円も出ているのかという声が出かねない。

【質問】 時間がもうないが、全体として農業の再生産が保障されないというのが問題で不安が出ているのだからよく検討していただきたい。それと結局、輸入自由化の手切れ金ではないかという声も出ている。この点も強く要望したい。